

すぎなみの監査

～令和元年度 監査実施結果の概要～

令和 2 年 5 月

杉並区監査委員

目 次

I	令和元年度 監査の概要	
1	基本方針	1
2	実施状況	1
3	改善状況等の把握	2
II	各種監査について	
1	定期監査	
1	実施期間	3
2	重点事項	3
3	方法	3
4	対象	3
5	結果	4
2	工事監査	
1	実施期間	13
2	方法	13
3	対象	13
4	結果	14
3	財政援助団体等監査	
1	実施期間	15
2	方法	15
3	対象	15
4	結果	15
4	行政監査	
1	テーマ選定の趣旨	21
2	主な視点	21
3	実施期間	21
4	対象	21
5	対象部局	22
6	実施方法	22
7	結果及び意見・要望	23
5	住民監査請求による監査	26
	平成31年度 杉並区監査方針	29
	「杉並区監査委員監査基準」の策定	33
	監査委員制度	41

I 令和元年度 監査の概要

1 基本方針

令和元年度の監査は、公正、かつ、効率的な行財政運営の確保に資するため、次の点を基本に実施することとしました。（「平成31年度杉並区監査方針」（29頁））

- (1) 事務事業について、合規性、経済性、効率性、有効性等の観点から検証し、必要に応じて事務や事業の改善を求める。
- (2) 指摘等に対する改善状況を適切に把握し、必要があれば更なる改善を求めるとともに、改善も含めた業務の引継ぎが確実に行われているかなどを確認し、監査の実効性を高める。
- (3) 区政の透明性と信頼性を高めるため、監査結果等の情報は、速やかに区民に公表する。

2 実施状況

監査方針及び監査実施計画に基づき、以下のとおり監査等を実施しました。

1 定期監査（地方自治法（以下「自治法」という。）第199条第1項及び第4項） 3頁～

区において執行された財務事務を主に、基本的な監査として実施しました。

- 対象：庁内各課及び63施設
- 結果：指摘が3項目3件、注意が16項目25件、意見・要望が1項目1件ありました。

2 工事監査（自治法第199条第1項及び第5項） 13頁～

随時監査として、区において執行された工事を対象に、計画・施工等の技術的な面と経済性・効率性などの財務的な面等を監査しました。

- 対象：建築工事1件、土木工事2件
- 結果：意見・要望が1項目1件ありました。

3 財政援助団体等監査（自治法第199条第7項） 15頁～

区が補助金等を交付した団体、出資している団体、区立施設の指定管理者を対象に、補助金の使途、事業運営状況等を監査しました。

- 対象：補助金等交付団体66団体、出資団体3団体、指定管理者5団体
- 結果：注意が1項目1件ありました。

4 行政監査（自治法第199条第2項） 21頁～

区の事務事業の中から、テーマを選定して監査しました。

- テーマ：地域における救命・医療体制について
- 結果：地域における救命・医療体制について、改善の余地があると認められる16項目に関して意見・要望を述べました。

5 住民監査請求による監査（自治法第242条） 26頁

区長等の執行機関による公金の支出等が違法又は不当であるとして提出された住民監査請求について監査しました。

- 請求：6件
- 結果：①一部認容・一部棄却したものが1件、②棄却したものが3件、③一部棄却・一部却下したものが2件ありました。

6 決算等審査（自治法第233条第2項及び第241条第5項）

区長から付託された一般会計及び特別会計に係る決算並びに基金の運用状況について、審査しました。

- 対象：決算5件、基金2件
- 結果：計数に誤りはなく、予算執行、財産管理及び運用基金の管理は全体として適正であると認められました。決算審査意見書には、決算審査の結果を概括した総合的判断及び今後の区政運営について5項目の意見・要望を付しました。

7 健全化判断比率審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項）

区長から付託された健全化判断比率等について、審査しました。

- 対象：健全化判断比率4件、健全化判断比率に関する算定様式
- 結果：適正に算定され、計数に誤りはなく、財政が健全であることが認められました。

8 例月出納検査（自治法第235条の2第1項）

区の現金の出納について、毎月例日を定めて検査するとともに、財政収支の動向や資金の運用状況等について、会計管理者から報告を受けました。

- 対象：各会計の現金及び歳入歳出外現金
- 結果：各月の計数に誤りはなく、現金や証書類の保管は適正であることを確認しました。

3 改善状況等の把握

各監査における指摘等については、次のように改善状況等を把握しています。

- 指摘：監査結果に基づき講じた措置について通知を受け、措置状況を公表しています。（自治法第199条第12項）
- 注意：文書により是正又は改善状況について報告を受けています。
- 意見・要望：必要に応じて文書により報告を受けています。

指摘：内容が重大であると判断したもの
注意：指摘に比較し軽易なもの
意見・要望：その趣旨を今後の事務事業等に生かすよう求めるもの

Ⅱ 各種監査について

定期監査、工事監査、財政援助団体等監査、行政監査及び住民監査請求による監査のあらまはは、以下のとおりです（なお、監査結果等は要約しています。）。

1 定期監査

1 実施期間

平成31年4月から令和2年3月まで

2 重点事項

監査を効果的に実施するために、次の重点事項を設けました。

- (1) 随意契約について
- (2) 履行確認について
- (3) 施設の安全管理（消防計画を含む）について
- (4) 金券類の出納保管状況について
- (5) 引継書や業務マニュアルの整備・実務研修の実施状況等について

3 方法

提出された監査資料に基づき、関係部課長からの説明聴取、質疑応答及び関係資料と諸帳簿、帳票等の照合や証拠書類の確認を行いました。また、庁外施設については、施設の管理状況等の実地監査を行いました。

4 対象

庁内全部局及び施設規模などにより選定した下記の63施設を対象にしました。

区民生活部 (6施設)	区民事務所(2所:高井戸、荻窪)、地域区民センター(2所:荻窪、阿佐谷)、産業振興センター、柏の宮公園庭球場
保健福祉部 (12施設)	障害者地域相談支援センター(すまいる高円寺)、なのはな生活園、視覚障害者会館、ゆうゆう館(4所:桃井館、善福寺館、今川館、上荻館) 杉並福祉事務所高井戸事務所、杉並保健所、保健センター(3所:荻窪、和泉、高円寺)
子ども家庭部 (19施設)	保育園(7所:四宮、永福北、久我山東、久我山、荻窪、松庵、大宮前)、高円寺北子供園、保育室善福寺、児童青少年センター、児童館(8所:四宮森、宮前北、宮前、上井草、今川、高井戸西、上荻、高井戸)、子ども・子育てプラザ天沼
都市整備部 (4施設)	杉並土木事務所、北公園緑地事務所、柏の宮公園管理事務所、下高井戸おおぞら公園管理事務所
環境部 (1施設)	杉並清掃事務所方南支所
教育委員会 (21施設)	済美教育センター、中央図書館、地域図書館(2所:南荻窪、高円寺)、社会教育センター、就学前教育支援センター(特別支援教育課を含む。) 小学校(9校:久我山、方南、天沼、三谷、高井戸東、松ノ木、済美、和田、杉並第八) 中学校(4校:西宮、泉南、大宮、松ノ木)、杉並和泉学園(小学部・中学部)、済美養護学校

5 結果

指摘が3項目3件、注意が16項目25件、意見・要望が1項目1件あり、改善を求めました。

なお、このほかに比較的軽微で現場指導とした事項が17項目1,020件ありました。

(1) 指摘

<契約事務(随意契約)について>

ア 契約が適正に行われていなかったもの

杉並区契約事務規則第41条から第44条までの規定によると、随意契約の相手方を決定した時は、5日以内に契約の内容(目的、契約金額、履行期限等)を定め、契約書を作成し、契約書の作成を省略する場合においても、請書その他これに準ずる書面を徴さなければならないこととされている。

また、「金券類等の適正な管理について」(平成26年11月14日付け26杉並発第43491号会計管理者通知)によると、「金券類の購入により現品の引渡しを受けたときは、引渡し(購入)数量がわかる書類と照合し速やかに受払簿への記帳をすること。」とされている。これについては、「有料頒布刊行物、販売物品及び金券類の適正な管理について」(平成29年11月10日付け29杉並第43298号会計管理室会計課長通知)においても改めてその徹底が求められたところである。

しかしながら、令和元年8月30日にレターパックライト(360円)10枚を購入したとして受払簿に記載があるものの、監査当日(同年10月1日)に請書がなく購入の手続きが行われていなかった事案があった。

(保育施設支援担当課)

イ 不適切な分割発注を行い、かつ、実際の工事内容と異なる契約を締結していたもの

杉並区長の権限に属する事務の一部を委任する規則第1条によると、工事の請負については、主管課長に権限が委任されている契約の金額は1件50万円以下であり、50万円を超え130万円以下の契約については主管部長に権限が委任されている。

しかしながら、工事場所が同一で、撤去処理工事と内装工事という一連の工事内容であり、かつ、契約業者が同一であることから、本来1契約として主管部長(教育委員会事務局次長)に契約締結依頼をすべき契約であるにもかかわらず、主管課で個別に契約している事案があった。

さらに、実際には、撤去処理工事を行った後に、内装工事を行ったにもかかわらず、書類上では、平成31年2月21日付けで内装工事の契約を締結した後に、同年3月14日付けで撤去処理工事の契約を締結していた。

このように、実際の工事内容と異なる契約を締結することは、あってはならないことであり、また、過去5年間の定期監査においても、不適切な分割発注が行われた事案があり、平成27年度及び平成28年度には「注意事項」、平成29年度

及び平成 30 年度には「指摘事項及び注意事項」としたところである。

所管課においては、今般の不適正な事務処理の原因を分析し、今後、適正に契約事務が行われるよう、再発防止策を講じられたい。

また、不適切な分割発注については、全てが同様の内容ではないが、5年連続で発生しており、教育委員会事務局においては、今後、不適切な分割発注が行われることのないよう、改めて再発防止策を検討し、各課及び各区立学校に周知徹底を図られたい。

(特別支援教育課)

ウ 事実と異なる業者指定理由により契約締結依頼をしていたもの

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号によると、不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき、随意契約によることができることとされている。

そして、区の「随意契約の指針(Ⅱの2の(4))」によると、コンペ、プロポーザル等の方法により企画競争を行い、その結果として特定の者と契約を締結するときは、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に該当するものとされている。

所管課においては、平成 30 年度の「中学校特別支援学級連合野辺山移動教室」の実施に伴う業務を委託するに当たり、学校長からの業者指定依頼書(指定理由:仕様書どおりに移動教室事業の履行が可能と確認ができ、かつ、各旅行業者からの提案の中で、最も本校が望む企画内容であったため)に基づき、学務課長が経理課長に、業者指定(指定理由:杉並区立中学校の特別支援学級設置校が連合として、各旅行業者からの企画提案に基づいて選定会議を行い、選定した業者であるため)により、契約締結依頼を行っており、また、今年度においても、平成 30 年度と同様の事務処理を行っていた。

このように、書類上では、学校において、複数の旅行業者等から企画提案書等を徴取し、契約業者を選定したこととされていたが、実際には、契約業者からしか企画提案書等を徴取しておらず、企画競争が行われていなかった。

区が締結する契約については、公正性、透明性、経済性、競争性の確保を最大限に図る必要があり、このような事務処理は、あってはならないことである。

所管課においては、今般の不適正な事務処理の原因を分析し、今後、適正に契約事務が行われるよう、再発防止策を講じられたい。

(学務課)

(2) 注 意

＜契約事務（随意契約）について＞

ア 契約が適正に行われていなかったもの（納品された後に契約しているもの）

杉並区契約事務規則第 41 条から第 44 条までの規定によると、随意契約の相手方を決定した時は、5 日以内に契約の事項（目的、契約金額、履行期限等）を記載した契約書を作成し、契約書の作成を省略する場合においても、請書その他これに準ずる書面を徴さなければならないこととされている。

また、「金券類等の適正な管理について」（平成 26 年 11 月 14 日 付け 26 杉並発第 43491 号会計管理者通知）によると、「金券類の購入により現品の引渡しを受けたときは、引渡し（購入）数量がわかる書類と照合し速やかに受払簿への記帳をすること。」とされている。

しかしながら、郵券の購入において、受払簿に記帳した受入日時点では、契約をしておらず、また、納品書兼受領確認書の納入日は、受払簿の受入日と大きく乖離している事案があった。

(選挙管理委員会事務局)

イ 支出負担行為（契約）等が適正に行われず、過払いが生じていたもの

地方自治法第 232 条の 3 によると、「普通地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為（以下「支出負担行為」という。）は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならない」こととされている。

しかしながら、済美小学校では、校外学習用バスの借上げ契約において、令和元年 9 月 24 日に履行する契約であるにもかかわらず、事業者が誤って消費税及び地方消費税の税率を「10%」として算定した見積書に従って、支出負担行為を行い、契約、支払いを行っていた事案があった。

(済美小学校)

ウ 支出負担行為（契約）等が適正に行われず、支払い不足が生じていたもの

切手等の購入において、360 円の特定封筒（レターパックライト）単価を誤って 300 円として算定し、21,800 円で契約すべきところを 21,200 円で契約、支払いを行っていた事案があった。

(久我山小学校)

エ 不適切な記載内容の請書により契約していたもの

杉並区契約事務規則第 44 条によると、「契約担当者は、契約書の作成を省略する場合においても、契約の適正な履行を確保するため、請書その他これに準ずる書面を徴さなければならない」こととされ、請書には、品名、単価、数量等を明記することとされている。

所管課においては、① 2 円切手を 200 枚、② 84 円切手を 200 枚、③ 特定封筒（レターパックライト（370 円））を 25 枚購入するため、令和元年 9 月 27 日付けで、請書により郵券の購入契約（契約金額：26,450 円）を締結したが、請書の品

名等について、①郵券 17,546 円 1 枚、②郵券 924 円 1 枚、郵券 7,980 円 1 枚と記載してあり、購入した郵券等の種別及び枚数が正しく記載されていなかった。この記載では、具体的な契約内容が不明であるにとどまらず、履行確認を行うことができないもので、不適切である。

(就学前教育支援センター)

<契約事務（履行確認）について>

オ 契約の履行確認及び支払が適正に行われていなかったもの

杉並区契約事務規則第 55 条第 1 項によると、「契約の履行に関する検査は、当該契約の給付の確認につき、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類に基づいて、これを行わなければならない」とこととされている。

「平成 30 年度薬物乱用防止セーフティ教室の支援業務委託」契約の仕様書によると、受託事業者は、区立小・中学校全校（小学校 41 校、中学校 23 校）を対象として、薬物乱用防止セーフティ教室の実施に伴う支援等を行い、各学期終了後（年 3 回）、実施結果を取りまとめ、実施報告書を提出することとされている。

しかしながら、11 校（小学校 5 校、中学校 6 校）分の実施について、実施報告書に記載されていなかったにもかかわらず、履行確認及び支払が行われていた事案があった。

(済美教育センター)

カ 契約の履行確認及び金券類の管理が適正に行われていなかったもの

杉並区契約事務規則第 55 条第 1 項によると、「契約の履行に関する検査は、当該契約の給付の確認につき、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類に基づいて、これを行わなければならない」とこととされている。

また、「金券類等の適正な管理について」（平成 26 年 11 月 14 日付け 26 杉並第 43491 号会計管理者通知）によると、「金券類の購入により現品の引渡しを受けたときは、引渡し（購入）数量が分かる書類と照合し、速やかに金券等受払簿に記載する」とこととされている。

そして、このことについては、「有料頒布刊行物、販売物品及び金券類の適正な管理について」（平成 29 年 11 月 10 日付け 29 杉並第 43298 号会計管理室会計課長通知）により、改めてその徹底が求められたところである。

しかしながら、次のとおり、切手の購入契約において、92 円切手を「18 枚」購入したが、契約業者が誤って「28 枚」納入したものを、十分に履行確認を行わずにそのまま受領し、金券等受払簿に「28 枚」受入と記載している事案があった。

(大宮中学校)

キ 請書の納入期限が年度を超えて指定されているもの

地方自治法第 208 条では、会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わること、各会計年度における歳出はその年度の歳入をもってこれに充てること、また、同第 220 条では、毎会計年度の歳出予算の金額はこれを翌年度において使

用することはできない、と規定されている（会計年度独立の原則）。

しかしながら、書籍や事務用品等の購入において、納入期限が年度を超えて設定されているものがあった。

（建築課、土木計画課）

<予算の執行について>

ク 補助金交付について適切でない事務処理が行われていたもの

- ① 「杉並区私立幼稚園長時間預かり保育事業費補助金交付要綱」では、第11条で、補助金の交付の決定を受けた補助事業者は、四半期ごとにその四半期経過後14日以内に私立幼稚園長時間預かり保育事業費補助金交付請求書（以下「交付請求書」という。）・・・（中略）・・・を提出し、交付を受けるものとする、と定め、同条第2項にて、前項の請求があったときは、速やかに当該請求に係る補助金を支払う、と定めている。

しかしながら、所管課は、A補助事業者から7月12日付け、10月4日付け、1月10日付けで交付請求書の提出を受けているにもかかわらず、各交付請求に対する補助金交付の事務を行わず、第1、第2、第3四半期分をまとめて平成31年3月4日付けで事務処理を行っていた事案があった。

（保育施設支援担当課）

- ② また、同条第9条では、補助金の交付を受けようとする補助事業者は、年度ごとに次の各号に掲げる書類（杉並区私立幼稚園長時間預かり保育事業補助金交付申請書（以下「申請書」という。）等を事業開始1か月前までに区長宛て提出する、と定め、また、第10条で、申請書の提出があったときは、申請書及び関係書類を確認し、補助金の交付を決定したときは、その内容及びこれに付けた条件を私立幼稚園長時間預かり保育事業費補助金交付決定通知書（以下「交付決定通知書」という。）により、・・・中略・・・速やかに申請した補助事業者に通知しなければならない、と定めている。

しかしながら、所管課は、B補助事業者から平成30年2月28日に申請書が提出されているにもかかわらず、約1年後の平成31年2月25日に交付決定を行い、①の事案と同様に、第1、第2、第3四半期分の事務処理（交付請求書の日付はいずれも平成31年3月1日）をまとめて平成31年3月4日付けで行っていた事案があった。

（保育施設支援担当課）

<金券類の出納保管状況について>

ケ 金券等受払簿が適正に管理されていなかったもの

「金券類等の適正な管理について」（平成26年11月14日付け26杉並発43491号会計管理者通知）によると、「金券類の購入により現品の引渡しを受けたときは、引渡し（購入）数量が分かる書類と照合し、速やかに受払簿への記帳をすること」とされている。

また、このことについては、「有料頒布刊行物、販売物品及び金券類の適正な管理について」（平成 29 年 11 月 10 日付け 29 杉並第 43298 号会計管理室会計課長通知）により、改めてその徹底が求められたところである。

しかしながら、高井戸区民事務所における子育て応援券の管理において、平成 31 年 4 月 1 日に 450 セット受け入れているにもかかわらず、受払簿に誤って 400 セットと記帳し、その後の受払時に残数の確認を十分に行わなかったため監査当日の 6 月 18 日時点で実際の残数は 401 セットであるにも関わらず、受払簿の残数は 351 セットと記載されていた。

(高井戸区民事務所)

コ 郵券の受入時において、引渡し（購入）数量が分かる書類との照合が適切に行われていなかったもの

「金券類等の適正な管理について」（平成 26 年 11 月 14 日付け 26 杉並発第 43491 号会計管理者通知）によると、「金券類の購入により現品の引渡しを受けたときは、引渡し（購入）数量が分かる書類と照合し、速やかに受払簿への記帳をする」とされている。

また、このことについては、「有料頒布刊行物、販売物品及び金券類の適正な管理について」（平成 29 年 11 月 10 日付け 29 杉並第 43298 号会計管理室会計課長通知）により、改めてその徹底が求められたところである。

しかしながら、郵券の受入時において、引渡し（購入）数量が分かる書類との照合が適切に行われていなかったため、「納品書兼受領確認書の納入日」と「金券等受払簿の受入日」が一致していない事案が複数見受けられた。

(生活衛生課)

サ 金券等受払簿が適正に記載されていなかったもの

- ① 杉並区物品管理規則第 21 条第 2 項によると、「物品管理者は、金券類その他会計管理者が必要と認める物品については、物品受払簿を備え、その使用状況及び残高を明らかにしておかなければならない」とこととされている。

また、「金券類等の適正な管理について」（平成 26 年 11 月 14 日付け 26 杉並発第 43491 号会計管理者通知）によると、「金券類の購入により現品の引渡しを受けたときは、引渡し（購入）数量が分かる書類と照合し、速やかに金券等受払簿に記載する」とこととされている。

そして、このことについては、「有料頒布刊行物、販売物品及び金券類の適正な管理について」（平成 29 年 11 月 10 日付け 29 杉並第 43298 号会計管理室会計課長通知）により、改めてその徹底が求められたところである。

しかしながら、金券等受払簿への記載が漏れている事案や受入日の記載が誤っている事案があった。

(久我山小学校、和田小学校)

- ② 「金券類等の適正な管理について」平成 26 年 11 月 14 日付け 26 杉並発第

43491 号会計管理者通知)によると、「金券類の購入により現品の引渡しを受けたときは、引渡し(購入)数量がわかる書類と照合し速やかに受払簿への記帳をすること。」とされている。これについては、「有料頒布刊行物、販売物品及び金券類の適正な管理について」(平成 29 年 11 月 10 日付け 29 杉並第 43298 号会計管理室会計課長通知)においても改めてその徹底が求められたところである。

しかしながら、郵券等の購入に係る受払簿への記帳において、納品書兼受領確認書の納入日と一致していない事案があった。

(選挙管理委員会事務局)

シ 年間使用枚数を超える「学校施設使用券」を年度末に印刷し、必要以上の在庫を保有していたもの

「金券類等の適正な管理について」(平成 26 年 11 月 14 日付け 26 杉並発第 43491 号会計管理者通知)によると、金券類等の適正在庫の確保の観点から、「計画的に購入を行い、必要以上の枚数が在庫とならないよう留意する」こととされている。

また、このことについては、「有料頒布刊行物、販売物品及び金券類の適正な管理について」(平成 29 年 11 月 10 日付け 29 杉並第 43298 号会計管理室会計課長通知)により、改めてその徹底が求められたところである。

しかしながら、年間使用枚数を超える「学校施設使用券」を年度末に印刷し、必要以上の在庫を保有していた事案があった。

(学校支援課)

<現金及び物品の出納保管状況について>

ス 前渡金の管理が適切に行われていなかったもの

① 杉並区会計事務規則第 113 条によると、「資金前渡を受けた者は、現金出納簿を備え、現金の出納を整理しなければならない」とされ、また、会計事務の手引きによると、「現金又は預金への組替えを行った場合は、総括口座の「現金」欄及び「預金」欄に記帳する」とされている。

資金前渡を預金として受け、現金で支払いを行う場合には、預金から現金に組替えを行ったうえで支払いを行うことになる。

しかしながら、所管課(児童館)の銀行口座に、5月31日に38,000円の前渡金が振込まれ、6月1日に謝礼金1,000円(現金)の支払いを行い、同日付の領収書を受領していたにもかかわらず、6月1日に預金から現金への組替えを行っていなかったため、現金出納簿には、直接、預金から支払ったように記帳していた。また、6月6日に38,000円を引き出しているにもかかわらず、現金出納簿には37,000円を現金に組替えたように記帳していた事案があった。

(高井戸西児童館)

② 杉並区会計事務規則第 113 条によると、「資金前渡を受けた者は、現金出納

簿を備え、現金の出納を整理しなければならない」こととされている。また、区の「会計事務の手引き」によると、「前渡金は、資金前渡受者が、管理者としての責任において適切に保管しなければならない」こととされている。

しかしながら、令和元年9月2日に負傷した児童を学校から病院へ搬送した際のタクシー代の精算時に、教員から誤って100円多く残金を受領し、また、その後の確認を怠っていたため、現金出納簿に記載された残額(18,704円)と比べて、監査当日(令和元年11月26日)の現金が100円多い事案があった。

(久我山小学校)

セ 薬品(毒物劇物等)が適正に管理されていなかったもの

「杉並区立学校安全対策の手引き(理科実験編)」(以下「手引き」という。)によると、塩酸やアンモニア水等の毒物劇物を管理する場合は、管理体制、注意及び確認事項等を定めた「医薬用外毒物劇物危害防止管理規定」を設け、同規定に基づき「医薬用外毒物劇物管理簿」(以下「管理簿」という。)を作成し、その使用状況(受入日、使用日、受入量、使用量、在庫量)、使用者、規格等を記載するとともに、管理責任者(副校長)は、年度当初及び定期的に(年3回程度)、その内容を確認することとされている。

また、「理科室等における薬品の管理の徹底について」(平成28年4月5日付け28杉教第218号済美教育センター所長通知)により、低濃度の塩酸やアンモニア水等の法令上毒物劇物の指定がない薬品についても、管理簿で管理することとされている。

しかしながら、管理簿の在庫量と実際の在庫量が異なっていたもの、管理簿が作成されていなかったもの、管理簿が保存されていなかったものなど、薬品(毒物劇物等)が適正に管理されていない事案があった。

(杉並第八小学校、方南小学校、済美小学校、高井戸東小学校、杉並和泉学園(中学部))

<施設の安全管理について>

ソ 防火管理者選任届出書の消防署への提出等が速やかに行われなかったもの

一定規模以上の防火対象物については、消防法第8条第1項により防火管理者の選任、第8条第2項により防火管理者の選任・解任時の消防署長への届出が義務付けられている。

また、「複合施設等の管理と安全対策について」(平成31年4月4日付け31杉並第1336号総務課長及び危機管理対策課長通知)において、速やかな防火管理者の選任手続きや所管課による確認等が求められたところである。

しかしながら、平成31年4月1日付け人事異動による新任者が防火・防災管理講習未受講であったため、前任者の防火管理者解任と新たな防火管理者の選任、消防署への提出が10月下旬まで行われていない事案があった。

(宮前北児童館)

タ 消防用設備等の改修が速やかに実施されていなかったもの

平成31年2月に実施された「東田中学校クラブハウス」の消防用設備等点検の点検結果報告書において、非常警報設備（2台）が不良（非常警報装置バッテリーの容量不足）とされていた。

しかしながら、必要な改修を行わなかったため、令和元年8月に実施された消防用設備等点検の点検結果報告書においても、同じ不良内容となっていた。

そして、その後も、必要な改修を行わず、令和元年10月に、消防法の規定に基づき、当該点検結果を杉並消防署長に報告したため、改修計画を提出するよう求められていた。

また、平成30年度の定期監査において、郷土博物館の消防用設備等（消火器）の改修が速やかに実施されていなかった事案があり、「注意事項」とされたことを受け、令和元年5月10日付けの「平成30年度教育委員会事務局及び区立学校定期監査における注意事項及び意見・要望事項への対応状況について（報告）」により、区立学校以外の施設の消防用設備等については、庶務課長が、毎月、不良箇所の改修状況を確認することにより再発防止の徹底を図る旨、監査委員に対して報告されていたが、当該報告後に作成された庶務課長が確認すべき施設の一覧表に、「東田中学校クラブハウス」が記載されていなかった。

学校支援課においては、改修を速やかに実施しなかった理由を明らかにし、再発防止策を検討するとともに、庶務課においては、監査委員に報告した改善措置を確実に実施されたい。

（学校支援課（庶務課））

（3） 意見・要望

商店会の補助金の不正受給について

商店会の補助金不正受給に関する区の対応については、監査委員として重大な関心を寄せている。

講評を行う令和元年9月30日時点において区は、補助金に係る実態等を補助金検証委員会が調査中であり、事実関係が明らかになっていない現時点での意見は差し控えるが、今後の事実究明と適切な対応を求めるところである。

当該事業に対する今後の経過については、監査委員に対し、細大漏らさず速やかに報告を行われたい。

（産業振興センター）

なお、当該案件に関しては、令和元年9月5日付けで「商店街チャレンジ戦略支援事業補助金等について」及び令和元年11月28日付けで「新・元気を出せ！商店街事業費補助金について」の2件の住民監査請求が提出された。

監査委員は、この請求を受理し、監査を実施することとし、28頁に記載のとおり監査結果を決定した。

2 工事監査

1 実施期間

令和元年6月から令和2年4月まで

2 方法

- (1) 提出された監査資料に基づき、関係部課長からの説明聴取、質疑応答及び関係資料の確認を行うとともに、工事施工状況等を現地監査しました。
- (2) 設計、積算、施工等の専門的技術分野に関する事項については、専門的知識を有する技術士の団体に工事技術調査を委託し、その調査報告を監査の参考としました。

3 対象

平成31年度（令和元年度）に着手した工事及び平成30年度以降に竣工となる工事で、契約金額1億5,000万円以上の工事又は契約金額1億5,000万円未満の重要性のある工事から選定した、次に示す3件の工事を対象にしました。

(1) 杉並区立成田西子供園移転改築及び併設仮称就学前教育支援センター建設工事 (竣工監査)

- 対象課：営繕課、経理課、保育課、済美教育センター
- 工期：平成30年3月19日から令和元年8月30日まで
- 契約金額：1,204,295,904円
1,219,880,304円（契約変更後）
- 構造規模：鉄筋コンクリート造、地下1階、地上2階建て
敷地面積 1,445.51 m²
建築面積 622.12 m²
延床面積 1,996.01 m²

(2) 高井戸地域区民センター広場改修工事（竣工監査）

- 対象課：みどり公園課、経理課、地域課
- 工期：平成30年8月21日から令和元年10月25日まで
- 契約金額：110,160,000円
111,190,489円（契約変更後）
- 工事規模：広場等面積 7,332 m²
- 主な工種：
 - ・ 施設撤去
 - ・ 中低木撤去
 - ・ 舗装（ブロック舗装・アスファルト舗装・透水性コンクリート舗装）
 - ・ 樹木植栽
 - ・ 給排水設備設置

- ・芝生植栽

(3) 柏の宮公園拡張整備工事（竣工監査）

- 対象課：みどり公園課、経理課
- 工期：令和元年6月20日から令和2年3月27日まで（工期変更後）
- 契約金額：190,300,000円
- 工事規模：拡張区域面積 5,873.29 m²
(既存公園面積 43,358.30 m² 拡張後公園面積 49,231.59 m²)
- 主な工種：
 - ・構造物撤去及び移設
 - ・エントランス改修
 - ・芝生植栽
 - ・擁壁設置
 - ・階段園路整備
 - ・駐輪場整備
 - ・樹木植栽・移設
 - ・雨水排水設備設置

4 結果

監査を実施した3件の工事については、全体として適正であると認められました。
なお、監査委員からの意見・要望が1項目1件あり、改善及び今後の対応を求めました。

(1) 意見・要望

随意契約における業者の指定理由について

実施設計に係る契約については、本件の「公園拡張整備基本計画策定等支援業務委託契約」を受託した事業者随意契約している。一者随契は、地方自治法第167条の2第1項第2号の規定に基づき行われていることから、問題はないと考えるが、業者指定理由の中に「公園拡張整備基本計画策定等支援業務委託契約」に係る成果品について、評価した記述がない。

今回、成果品の成績評価結果は「良好」となっており、このことを、業者の指定理由の中に記述すれば、指定に至ったプロセスが、より明確になったはずである。

主管課が経理課宛、業者指定を依頼する際には、区民への説明責任を果たす視点からも、指定理由の中に、このような記述を入れるよう努められたい。

3 財政援助団体等監査

1 実施期間

令和元年6月28日から令和2年3月30日まで

2 方法

提出された監査資料に基づき、関係部課長からの説明聴取、質疑応答及び調査を行うとともに、6団体について実地監査を行いました。また、実地監査対象団体のうち1団体については、公認会計士による会計書類の事前調査を行いました。

3 対象

別表（17～20頁参照）の団体を対象にしました。

（1）補助金等交付団体（66団体）

ア 平成30年度に新規100万円以上の補助金等の交付を受けた団体のうち30団体

イ 平成30年度の補助金等交付額が1,000万円以上の団体（新規を除く。）のうち、おおむね4分の1の団体（30団体）

ウ 監査委員が指定する団体（6団体）

（2）出資団体（資本金、基本金その他これらに準ずるものの4分の1以上を区が出資している団体）のうち、指定する団体（3団体）

（3）指定管理者のうち、指定する団体（5団体）

4 結果

注意が1項目1件あり、改善を求めました。

（1）指摘

特に指摘する事項は認められなかった。

（2）注意

補助対象となる工事費の算定の一部に誤りがあったもの

上井草保育園に係る杉並区私立保育所施設整備等補助金の算定において、補助対象となる本体工事費は、本体工事費の契約額全体から外構工事費を除外し、そこから更に法人が事務室として使用している部分の工事費を面積按分により除外して算定している。

しかしながら、除外した外構工事費の金額が、実際の契約額（35,052,460円）ではなく、当初の見積額（39,559,000円）で計算されていたため、補助対象となる本体工事費の実支出額を、正しくは577,788,000円と算定すべきところ、573,449,000円と算定していた。

ただし、正しく計算された補助対象となる本体工事費の実支出額（577,788,000

円)は、本体工事費の補助基準額(353,100,000円)を超えているため、支出した補助金額に影響はない。

本件は、補助金額に影響は及ばなかったものの、同様の誤りが発生した場合、対象施設によっては、補助金額に影響を及ぼしかねないものである。

所管課においては、補助金の算定に当たっては、その基礎となる数値を正確に把握するとともに、算定に誤りが発生しないような仕組みを整備するなど、正確を期するよう努められたい。

(新規開設民営保育施設整備・改修費及び防音壁整備費等補助《社会福祉法人国立保育会》、子ども家庭部保育課)

別表 監査実施団体(※は実地監査を実施)

(1) 補助金等交付団体 (66団体)

ア 平成30年度に新規100万円以上の補助金等の交付を受けた団体のうち、選定した団体 (30団体)

No.	補助対象事業等	監査実施団体
1	コミュニティ助成事業 (宝くじ助成)	方南西町会
2	町会連合会創立60周年記念事業補助金	杉並区町会連合会
3	障害者地域移行・定着化支援事業補助	社会福祉法人一粒
4	医療連携型グループホーム事業費助成	特定非営利活動法人三日月 (グループホームうららか)
5	心身障害者施設の施設整備費の補助 (建設助成)	社会福祉法人三育ライフ
6		社会福祉法人杉並希望の家
7	特別養護老人ホーム等施設整備費助成	社会福祉法人さわらび会 ((仮称) 特別養護老人ホーム山河、 (仮称) 看護小規模多機能型居宅介護事業所山河)
	小規模多機能型居宅介護施設等整備費助成	
8	認知症高齢者グループホーム開設準備経費助成	株式会社生活科学運営 (今川つどいの家)
9	小規模多機能型居宅介護施設等整備費助成	社会福祉法人サンフレンズ (おあしす上井草小規模多機能ホーム)
10	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所開設準備経費助成	株式会社ユニマツト リタイアメント・コミュニティ (そよ風定期巡回えいふく)
11	新規開設民営保育施設整備・改修費及び防音壁整備費等補助	社会福祉法人檸檬会 (レイモンド下高井戸保育園)
12		株式会社 Kids Smile Project (キッズガーデン浜田山)
13		株式会社俊英館 (荻窪すきっぷ保育園)
14	認証保育所運営費等補助	株式会社タスクフォース (都市型保育園ポラール東京田無園)
15		株式会社マジオネット多摩 (マジオたんぼ保育園吉祥寺)
16	保育従事職員宿舍借り上げ支援事業費補助	社会福祉法人まあれ愛恵会 (阿佐ヶ谷たいよう保育園)
17		株式会社ブロッサム (さくらさくみらい堀ノ内)
18		株式会社モード・プランニング・ジャパン (杉並井荻雲母保育園)
19	児童の安全対策強化事業補助	社会福祉法人東の会 (杉並大宙みたけ保育園)
20	保育士等キャリアアップ補助	家庭福祉員グループ (アレーズ)
21		社会医療法人河北医療財団 (かわきたおひさま保育所)
22	保育補助者雇上強化事業費補助	株式会社日生科学研究所 (日生永福町駅前保育園ひびき)
23	私立幼稚園一時預かり保育事業費補助	学校法人野上学園 (久我山幼稚園)
24	次世代育成基金活用事業助成	特定非営利活動法人ジャパンフォレストフォーラム

No.	補助対象事業等	監査実施団体
25	建築物不燃化助成	ランドロード株式会社
26		株式会社エムエスハウジング
27	老朽建築物除却等／戸建て建替え助成	株式会社ヒロホーム
28		株式会社エクストリーム不動産
29		株式会社飯田産業
30	耐震改修助成、精密診断等助成	矢作地所株式会社(芝萬ビル)

イ 平成30年度の補助金等交付額が1,000万円以上の団体（新規を除く。）のうち、おおむね4分の1の選定した団体（30団体）

No.	補助対象事業等	監査実施団体
1	障害者ショートステイ事業運営補助	社会福祉法人いたるセンター（クローバー）
2		社会福祉法人東京家庭学校（光ホーム）
3	運営助成、交通費・給食費助成、施設借上費助成、送迎サービス事業費助成	社会福祉法人同愛会東京事業本部（あすなる作業所）
4		特定非営利活動法人むく（魔法陣）
5		特定非営利活動法人杉並いずみ（杉並いずみ第一、杉並いずみ第二）
6		社会福祉法人かたつむり会（ワークショップ・かたつむり）※
7	障害者地域活動支援センターの運営、家賃及び交通費等の助成	一般社団法人クレオソーレ（すぎなみ151）
8	特別養護老人ホーム等施設整備費助成	社会福祉法人杉樹会（特別養護老人ホームさんじゅ久我山）
9		社会福祉法人鶴足津福祉会（特別養護老人ホームマイルドハート高円寺）
10		社会福祉法人救世軍社会事業団（特別養護老人ホーム救世軍恵みの家）
11	特別養護老人ホーム等施設整備費助成	社会福祉法人真光会（（仮称）特別養護老人ホームリバービレッジ杉並、（仮称）小規模多機能型居宅介護事業所リバービレッジ杉並）
	小規模多機能型居宅介護施設等整備費助成	
12	ひととき保育・つどいの広場運営助成	特定非営利活動法人すぎなみ子育てひろば chouchou
13		株式会社ニリア・バニー
14	新規開設民営保育施設整備・改修費及び防音壁整備費等補助	社会福祉法人国立保育会（上井草保育園）※
15	認証保育所運営費等補助	ライクアカデミー株式会社（にじいろ保育園杉並）
16		株式会社小学館集英社プロダクション（小学館アカデミーにしおぎ駅前保育園）
17		株式会社ピノコーポレーション（ピノキオ幼児舎新高円寺園）
18		株式会社グローバルキッズ（グローバルキッズコトニア吉祥寺園）

No.	補助対象事業等	監査実施団体
19	保育従事職員宿舍借り上げ支援事業費補助	社会福祉法人フィロス（ゆめの樹保育園おぎくぼ）
20		社会福祉法人けいわ会（高円寺南保育園）
21	保育士等キャリアアップ補助	株式会社日本保育サービス（アスクおぎくぼ保育園）
22		ライフサポート株式会社（ゆらりん荻窪保育園）
23		株式会社アイグラン（あい保育園下井草）
24	私立幼稚園長時間預かり保育事業費補助	学校法人山本学園（明愛幼稚園）
25	民間学童クラブ事業運営費補助	コンビウィズ株式会社（コンビプラザ桃井キッズクラブ）
26	南北バス運行経費等補助	京王バス東株式会社（けやき路線、さくら路線）※
27	耐震改修助成、精密診断等助成	旭化成不動産レジデンス株式会社（メゾーネ東高円寺）
28		株式会社カウエモン（上井草グリーンハイツ）
29		高井戸東コーポ自治会
30		藤和方南町コープ管理組合

ウ 監査委員が指定する団体（6団体）

No.	補助対象事業等	監査実施団体
1	婚活イベント開催事業費補助	すぎなみマッチングプロジェクト実行委員会
2	文化芸術活動助成	あさがや能・狂言の会
3	いきいきクラブ活動経費補助	檸檬会
4	障害者（児）施設安全対策整備費補助	一般社団法人子ども発達・子育て支援センターSmile-ing
5	風呂っと杉並運営補助	東京都公衆浴場業生活衛生同業組合杉並支部
6	非常通報装置整備補助	株式会社WITH（ういず杉並和泉保育園）

（2） 出資団体（3団体）

No.	監査実施団体
1	杉並区土地開発公社
2	公益社団法人杉並区成年後見センター
3	下井草駅整備株式会社

(3) 指定管理者(5団体)

No.	監査実施団体	管理施設名
1	公益財団法人杉並区スポーツ振興財団	下高井戸区民集会所※、下高井戸運動場※
2	杉並スポーツ・カルチャー共同事業体（株式会社東京アスレティッククラブ、東京フットボールクラブ株式会社、日本管財株式会社）	永福体育館※
3	社会福祉法人けいわ会	高円寺南保育園
4	株式会社プロケア	堀ノ内東保育園
5	丸善・東急コミュニティー共同事業体（丸善雄松堂株式会社・株式会社東急コミュニティー）	成田図書館、阿佐谷図書館※

4 行政監査「地域における救命・医療体制について」

1 テーマ選定の趣旨

令和2年1月1日現在の住民基本台帳によると、区内の高齢者人口は119,576人であり、そのうち53.5%は後期高齢者となるなど、都内の同規模の自治体と比較しても後期高齢者の居住が多くなっており、その割合は今後も増加し続ける見込みとなっています。

東京消防庁の平成30年度実績では高齢者の搬送人員は全体の52.1%を占め、そのうち75歳以上の後期高齢者搬送人員は、全体の38.3%を占めています。

いずれの世代にも救急対応が必要とされる中で、小児急病診療の整備の充実も求められています。区では実行計画における施策「救急医療体制の充実」における事業項目の一つとしての「小児急病診療体制の充実」を図っていくこととしています。

また、都では平成30年3月に東京都保健医療計画を改定し、都・区それぞれの果たすべき役割分担を明記しています。これらの役割分担のもとで救急医療を補完する体制の確保とその効率的な運営など、基礎的自治体が果たすべき役割を適切に進めることが求められています。

これらの計画を踏まえ、実行計画の施策である「救急医療体制の充実」のもと、これまで計画・推進されてきた、急病医療情報センターの運営・急病診療体制の確保・初期救急対応力の向上等それぞれの現状を把握し、利便性・有効性等について検証するとともに、効率性の視点を加えて区民の安心・安全に資することを期して監査テーマとしました。

2 主な視点

- (1) 急病医療情報センターの運営体制等は、都と区の役割分担等を踏まえて適切になされているか。また、区民の利用しやすいものとなっているか。
- (2) 区民の安全・安心の確保の視点から、急病診療体制の確保等は適切に行われているか。また、周知等は適切になされているか。
- (3) 初期救急に効果的であるAED（自動体外式除細動器）の設置・管理・使用状況はどうなっているか。また、初期救急対応力の向上に向けた救急協力員養成等の取組は適切になされているか。
- (4) 区の健診体制は区民にわかりやすく、また受診しやすいか。
- (5) 少子高齢化による地域医療体制が変化する中で、区民が安心して医療を受けられる体制づくりはどうなっているか。

3 実施期間

令和元年11月1日から令和2年3月31日まで

4 対象

- (1) 杉並区急病医療情報センター運営
- (2) 杉並区休日等夜間急病診療体制

- (3) 区施設におけるAED設置・管理・使用状況
- (4) 救急協力員
- (5) 区の健診体制
- (6) 今後の地域医療体制づくり
- (7) その他「地域における救命・医療体制について」の杉並保健所の監査項目関連事業

5 対象部局

杉並保健所

6 実施方法

(1) 書類審査の実施

監査対象を所管する杉並保健所の関係書類、統集計資料及び関係する報告書等により審査を行いました。

(審査実施期間：令和元年12月17日から令和2年3月31日)

(2) 説明聴取の実施

監査対象の所管部に対して、監査委員による説明聴取を実施しました。

(実施日：令和2年1月20日)

(3) 実地監査等の実施

ア 実地監査

監査委員による実地監査を令和2年1月20日に6施設で実施しました。また、合わせて所管部課長及び運営受託事業者への説明聴取を行いました。

なお、事務局職員による実地調査も同時に実施しました。

対 象 施 設
① 杉並区休日等夜間急病診療所
② 杉並区歯科保健医療センター
③ 杉並区休日等夜間調剤薬局
④ 上井草スポーツセンター(AED設置場所)
⑤ 井草地域区民センター(AED設置場所)
⑥ 妙正寺体育館(AED設置場所)

イ 実地調査

事務局職員による実地調査を令和2年2月11日及び2月13日に7施設で実施しました。また、合わせて所管課及び運営受託事業者への説明聴取を行いました。

対 象 施 設
① 杉並区休日等夜間急病診療所
② 杉並区歯科保健医療センター
③ 杉並区休日等夜間調剤薬局
④ 輪番診療施設(2か所)
① 杉並区急病医療情報センター
② 杉並区小児急病診療体制の確保に関する委託契約病院(1か所)

7 結果及び意見・要望

○総括的な意見

「地域における救命・医療体制について」を行政監査のテーマとして取り上げ、所管部局に対する説明聴取、実地監査及び資料調査等を行った結果、区の施策の水準としては、一定レベルを維持していると評価することができます。

以下、監査の主な視点ごとに、区民の安全・安心の確保の立場にたち、円滑な救命・医療体制の充実を目指す観点から、評価できる点とともに、改善や検討が必要と見受けられる事項について意見を述べました。

○監査の主な視点ごとの意見

(視点1) 急病医療情報センター運営体制等は、都と区の役割分担等を踏まえて適切になされているか。また、区民の利用しやすいものとなっているか。	
○評価できる点	<ul style="list-style-type: none"> 平成 17 年から独自に急病医療情報センターを設置し、継続的に急病時の相談及び医療機関案内を実施するなど、きめ細かい情報提供を区民に行ってきた。 平成 22 年度に業務執行体制の一部を見直し、次年度から改善を図った。
○意見・要望	<ul style="list-style-type: none"> 急病医療情報センターの事業継続は必要であるが、都においても同様なサービスを実施し充実を図っていることから、重複しているサービス内容については検証を行い、適宜、必要な見直しを行われたい。 杉並区救急医療連絡協議会を活性化させ、同協議会における議論を踏まえた施策の検証を実施することや、急病医療情報センターに寄せられた相談等を取りまとめて協議会の中で共有化し、それぞれの立場から分析していくことなどにより、さらに区民ニーズに寄り添った施策が実施されるように検討されたい。 契約履行後に提出されるべき書類については、提出の有無を確認し適正な履行確認をされたい。 今後、事業の枠組みを検討する際は、外国人への情報提供の対応方法についての検討やスマートフォンなどの情報媒体を活用した A I の利用など、情報提供の多様化も含めて方法を検討されたい。

<p>(視点2) 区民の安心・安全の確保の観点から、急病診療体制の確保等は適切に行われているか。また、周知等は適切になされているか。</p>	
○評価できる点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区の役割である初期救急体制の確保については、休日等夜間急病診療所、歯科保健医療センター（歯科休日急病診療）、休日等夜間急病診療所、輪番診療施設及び小児急病診療などの各体制が確保され、区民の安全・安心に資するものと考えられる。
○意見・要望	<ul style="list-style-type: none"> ・ 監査期間において、区ホームページに輪番診療施設の掲載漏れ、救急医療機関の掲載漏れが見つかるなど、情報の正確性を損なう事例があった。情報周知を図る際はこのようなことが起きないように十分に確認する体制を整備されたい。 ・ 医療用に用いることのできるA I 翻訳機等の技術動向を注視のうえ、休日等夜間急病診療所に設置することを検討するなど、外国人が安心して受診することが可能となるような対応を工夫されたい。 ・ 区の発信する情報は、他区のホームページも参考に一定の評価を実施したうえで見直しをしていくことも必要と考えるので、参考にされたい。

<p>(視点3) 初期救急に効果的であるA E D（自動体外式除細動器）の設置・管理・使用状況はどうか。また、初期救急対応力の向上に向けた救急協力員養成等の取組は適切になされているか。</p>	
○評価できる点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 他区に先駆けてA E Dの充実を図り、救急協力員（区民レスキュー）を継続的に養成し、A E Dの操作方法等を含めた救命講習会を実施してきたことは評価できるものである。（既におよそ36,000人が技能を習得し、年間3,000人規模の講習会を実施している。）
○意見・要望	<ul style="list-style-type: none"> ・ A E Dの適切な管理については、厚生労働省からこれまで2度にわたり適正な管理について通知がなされているが、一部施設においては記録がなされていないなどの不適切な管理が見られた。同通知を踏まえた適切な管理方法等について設置課に周知・指導されたい。 ・ 実地監査実施時に、A E Dの設置場所が館内案内図に明示されていない施設があった。他施設も含めてこのようなことのないように必要な対応を図られたい。 ・ A E Dの貸し出し基準や申請方法等を明確にしたうえで、庁内に周知し、更なる効率的な活用を望む。 ・ 異動や採用により職員が代わる中で、より多くの職員がA E Dを使用できる体制を確保することが求められており、改めて職員に対する研修実施など、必要な体制確保に向けて取り組まれたい。

(視点4) 区の健診体制は区民にわかりやすく、また受診しやすいか。	
○評価できる点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 杉並区の国保特定健診受診率は、制度実施以来 23 区中で上位であり、これまでの受診率向上に向けた区の実績は評価できる。 ・ 肺がん検診において、肺がんの疑いを見落とす事例が発生したが、原因究明と再発防止を図り、速やかに改善を図ってきた。（「がん検診緊急対策本部」設置及び「がん検診精度管理審議会」設置）
○意見・要望	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国保特定健診未受診者のうち、自己都合により未受診の層の実態の精査をし、受診に繋がる方法等を検討されたい。 ・ 区民が安心してがん検診を受診できるように検診の精度の向上に向けて更なる努力を継続されたい。

(視点5) 少子高齢化による地域医療体制が変化する中で、区民が安心して医療を受けられる体制づくりはどうなっているか。	
○評価できる点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区民意向調査での休日・夜間の医療体制に対する評価は次第に高まっており、一定の評価をすることができる。 ・ 母子保健事業において区独自の産婦健診を行うなど、乳幼児にとどまらない対策は評価できる。 ・ 地域での適切な医療を受けられる仕組みづくりの推進は、かかりつけ医を決める区民数の増により表れてきている。
○意見・要望	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区民意向調査では、4分の1の区民は医療体制に何らかの不安を感じているところから、特に社会的弱者（高齢者・乳幼児・障害者及び外国人等）を意識し、その不安を取り除くことのできるような取組に努められたい。 ・ 今後においても、妊娠初期から小児救急医療体制の整備まで切れ目のない医療対策の充実により、区民が安心して医療を受けられる体制を確保されたい。 ・ 最新の区民意向調査では、概ね60%の区民が「かかりつけ医」を決めるなど地域での適切な医療を受けられる仕組みづくりを推進してきた結果と考えられる。引き続きこの方向で推進されたい。今後もより多くの区民に適切な医療の受診の仕組みが提供できるように不断の事業の見直しと改善を望む。

付記 新型コロナウイルスに関連して

今回の行政監査は、いわば「平時における」救命・医療体制を主題として実施しており、新型コロナウイルスに関して監査の結果及び意見で特段の言及は行っていません。

5 住民監査請求による監査

平成31年度（令和元年度）における住民監査請求は6件で、その概要及び監査の結果等は、次のとおりです。

	件名及び請求の概要	監査の結果及び判断の要旨
1	<p>「あんさんぶる荻窪に係る財産交換契約について」 （収受日：平成31年4月25日）</p> <p>区長は、区所有のあんさんぶる荻窪の土地及び建物と財務省所有の荻窪税務署等の土地及び建物の財産交換契約に際し、消費税等相当額の請求を怠り、区に損害を与えており、損害を回復する措置を講ずるよう区長に勧告することを求める。</p>	<p>棄 却 （決定日：令和元年6月21日）</p> <p>区が行ったあんさんぶる荻窪の建物価格の算定において違法又は不当な点は認められず、荻窪税務署等の価格の算定においても違法又は不当な点は認められない。</p> <p>本件財産交換契約における交換価額及び交換差金は、実体的にも手続的にも適正に算定された金額となっており、本件財産交換契約に違法又は不当な点は認められない。</p> <p>したがって、請求に理由がないものと認められるため、棄却とした。</p> <p>[意見・要望] 普通財産の管理処分における消費税等の取扱いに関するルールを明確化することが適切であると考えるので、要綱等に明文の規定を設けること等を検討されたい。</p>
2	<p>「平成29年度政務活動費について」 （収受日：平成31年4月26日）</p> <p>1 会派及び26議員の平成29年度の政務活動費のうち、①調査研究費（視察費等）、②研修費（団体の年会費等）、③広聴広報費（区政報告関連費用等）、④資料購入費（日刊紙購読費等）、⑤事務費（携帯電話代等）及び⑥人件費（政務活動補助職員賃金）の各支出は違法又は不当であり、当該会派及び議員に返還を求めるよう区長に勧告することを求める。</p>	<p>一部棄却、一部却下 （決定日：令和元年6月24日）</p> <p>請求人が違法又は不当と主張する各支出について、政務活動費条例等の規定、判例、議会が自主的に定めた「政務活動に要する経費細目」等に照らし、また、使途の透明性の確保の観点にも留意してその適合性を総合的に判断した結果、違法又は不当と認められるものはなかった。</p> <p>したがって、請求に理由がないものと認められるため、棄却とした。</p> <p>なお、本件監査請求後に返還された部分の額の返還を求める請求等に係る部分については、却下とした。</p> <p>[意見・要望] 区議会に対し、按分の割合（上限）が定められていない経費については、適切な按分の割合（上限）を設定すること、及び個々の会派又は議員においてそれを超える実態がある場合は、より詳細かつ合理的な説明を付して、その割合で按分すること等を検討するよう要望した。</p>

	件名及び請求の概要	監査の結果及び判断の要旨
3	<p>「平成30年度政務活動費について」 (収受日：令和元年5月21日)</p> <p>大熊議員の平成30年度の政務活動費のうち、当該議員の所属する杉並区議会自由民主党の区政報告の作成費等の支出は、違法又は不当であり、当該議員に返還を求めるよう区長に勧告することを求める。</p>	<p>一部棄却、一部却下 (決定日：令和元年7月5日)</p> <p>本件区政報告は、当該議員の所属する杉並区議会自由民主党の会派としての活動状況等を区民に対して報告・説明するという当該議員の政務活動としての側面を有することは明らかであり、また、仮に選挙活動等の政務活動以外の活動としての側面を併有していると解したとしても、50%を超える部分については、既に区に返還されていることが認められる。</p> <p>したがって、請求に理由がないものと認められるため、棄却とした。</p> <p>なお、本件監査請求後に返還された部分に係る請求については、却下とした。</p> <p>[意見・要望] 区議会に対し、按分の割合（上限）が定められていない経費については、適切な按分の割合（上限）を設定すること、及び個々の会派又は議員においてそれを超える実態がある場合は、より詳細かつ合理的な説明を付して、その割合で按分すること等を検討するよう要望した。</p>
4	<p>「(仮称)荻外荘公園整備事業に係る建物取得補償契約について」 (収受日：令和元年7月16日)</p> <p>宗教法人との間で、(仮称)荻外荘公園整備事業に必要な建物の取得に係る建物取得補償契約を締結し、補償金を支出したことは、憲法第89条及び地方自治法第232条の2に違反するものであり、必要な措置を講ずるよう区長に勧告することを求める。</p>	<p>棄 却 (決定日：令和元年9月3日)</p> <p>本件補償は、補償算定基準日における補償基準等に基づき適正に算定され、また、建物取得補償料については、財産価格審議会の議を経て決定されたものであり、本件契約及びこれに基づく本件支出には、その内容面、手続面のいずれの点においても、何ら違法又は不当な点は認められない。</p> <p>したがって、請求に理由がないものと認められるため、棄却とした。</p>

	件名及び請求の概要	監査の結果及び判断の要旨
5	<p>「商店街チャレンジ戦略支援事業費補助金等について」 (収受日：令和元年9月5日)</p> <p>商店街チャレンジ戦略支援事業費補助金等の受給者に領収書の偽造等の不正があったにもかかわらず、区が当該受給者への返還請求を怠っていることは、違法又は不当であり、当該受給者からの回収を図り、また、不足分については区長に賠償させるなどの必要な措置を講ずるよう、区長に勧告することを求める。</p>	<p>一部認容、一部棄却 (決定日：令和元年10月28日)</p> <p>現時点においては、領収書の偽造については専ら商店会関係者に帰責性があると考えられるものの、協賛金の未計上については商店会関係者及び区関係職員の帰責性の程度が明らかでなく、また、イベントとしては所期の目的を一定程度達成したということも考慮すべき要素の一つであることなどから、直ちに、請求人の主張どおりに、当該受給者に本件補助金の全額の返還請求を行うなどの措置を講ずることは相当ではない。</p> <p>したがって、本件監査請求のうち、今後、杉並区商店会に関する補助金検証委員会の検証結果等に基づき確定される帰責性の程度等を考慮して算定した額の返還請求等に係る部分については認容し、その余の部分については、請求に理由がないものと認められるため、棄却とした。</p> <p>また、区長に対して、当該検証結果等に基づき、商店会関係者及び区関係職員の帰責性の程度等を確定させ、速やかに、それらを考慮して算定した額の返還請求等を行われるよう、勧告した。</p>
6	<p>「新・元気を出せ！商店街事業費補助金について」 (収受日：令和元年11月28日)</p> <p>新・元気を出せ！商店街事業費補助金の受給者に協賛金の収益への未計上等の不正があったにもかかわらず、区が当該受給者への返還請求を怠っていることは、違法又は不当であり、当該受給者からの回収を図り、また、不足分については区長に賠償させるなどの必要な措置を講ずるよう、区長に勧告することを求める。</p>	<p>棄 却 (決定日：令和2年1月24日)</p> <p>当該受給者が協賛金を収益として計上せず、区補助金の交付を受けたことは、平成25年度の区要綱等の規定に違反するとは認められないことから、当該受給者に求償を行わないことが違法又は不当であるということとはできない。</p> <p>また、本件において都の主張を争わず、その主張に沿って対処したことは、区長の裁量の範囲内における判断であると認めることができることから、区長等に対して損害賠償請求を行わないことが違法又は不当であるということとはできない。</p> <p>したがって、請求に理由がないものと認められるため、棄却とした。</p> <p>[意見・要望]</p> <p>今後は、都補助金の交付を受ける前に、都要綱等の解釈・運用に関する疑義や不明な点を整理し、文書によりその内容を確認し、確認した内容については、区要綱等に明記するとともに、各商店会に対しては、分かりやすく、かつ、確実に周知徹底を図り、その経過を記録・保存するなど、区が不測の損害を被ることを防止するための仕組みを構築すること等を検討するよう要望した。</p>

平成31年度 杉並区監査方針

平成31年3月20日
監査委員決定

1 監査の基本方針

わが国の経済は、政府の平成31年度の経済見通しによれば、「平成31年10月に消費税率の引上げが予定されている中、経済の回復基調が維持するよう当初予算において臨時・特別の措置を講じるなど、「人づくり革命」「生産性革命」への取組等の政策効果があいまって、雇用・所得環境の改善が続き、経済の好循環が更に進展する中で、内需を中心とした景気回復が見込まれる。」としている。この結果、平成31年度の実質GDP成長率は1.3%程度、名目GDP成長率は2.4%程度、消費者物価（総合）は1.1%程度の上昇が見込まれるとしている。一方で、「先行きのリスクとして、通商問題が世界経済に与える影響や海外経済の不確実性、金融資本市場の変動の影響等に留意する必要がある。」としている。

こうした状況の中で、平成31年度の区財政においては、区民税、特別区財政交付金などの増収により、前年度以上の歳入が見込まれるが、歳出は保育関連経費や公園、施設整備の経費など大幅な増加が見込まれている。

区は、平成31年度一般会計の当初予算(案)編成では、今般、見直しを行った「財政健全化と持続可能な財政運営を確保するためのルール」に基づき財政の健全化を確保しつつ、平成30年11月に改定した総合計画・実行計画、行財政改革推進計画、区立施設再編整備計画等（以下「実行計画等」という。）を踏まえ、基本構想で設定した5つの目標を着実に推進するために、必要な取組に要する経費を予算に計上している。予算規模は、前年度と比べて5.1%増の1,890億円余となっている。

人口減少社会を迎え、少子高齢化が急速に進行する中で、区民の暮らしの安全・安心、持続的な区民福祉の向上を図っていくため、実行計画等を着実に推進するとともに、保育園の待機児対策や要介護高齢者の増加への対応など、様々な分野において、計画的・効率的な行政執行に努め、質の高い住宅都市としての区の価値を一層高めて次世代に継承していけるよう、引き続き基本構想の実現に向けた取組と持続可能な財政運営を両立させていくことが区には求められる。加えて、区は、平成32年度までに内部統制体制の整備を行うこととしている。

こうした状況を踏まえ、平成31年度の監査は、公正、かつ、効率的な行財政運営の確保に資するため、次の点を基本に効果的に実施する。

- (1) 事務事業について、合规性、経済性、効率性、有効性等の観点から検証し、必要に応じて事務や事業の改善を求める。
- (2) 指摘等に対する改善状況を適切に把握し、必要があれば更なる改善を求めるとともに、改善も含めた業務の引継ぎが確実に行われているかなどを確認し、監査の実効性を高める。
- (3) 区政の透明性と信頼性を高めるため、監査結果等の情報は、速やかに区民に公表する。

2 各監査の実施方針

各監査は次の方針により実施する。実施に当たっては、各監査の実施計画を別途定める。

なお、平成30年度に実施した監査結果等を踏まえて、指定管理者制度による「公の施設の管理代行」や区に代わって業務を行うことを委託している「管理・運営委託契約」、「業務委託契約」等について、協定書や契約書の内容が現場で遵守されているか、各主管課はそれを確認しているか、法令順守については、厳格に監督しているか等に重点を置き実施するものとする。

(1) 定期監査

平成30年度及び平成31年度の監査実施当日までに執行された事務事業に対する基本的な監査として、収入・支出、契約及び財産管理等の財務事務が法令等に適合し、適正に執行されているかに主眼を置くとともに、事務事業が事業目的の達成に向け経済的、効率的、効果的に行われているかに留意して実施する。

実施に当たっては、重点事項を設定する。

対象は、庁内全部局及び事務事業の執行状況を勘案して抽出した庁外施設とする。

(2) 工事監査

平成31年度執行の工事について、工事規模等を勘案して抽出し、技術的及び事務的観点から計画、設計、積算、契約、施工等の工程が適法かつ適正に行われているかに主眼を置き実施する。

監査を効果的に実施するために、専門技術的な事項については外部の専門機関に技術調査を委託する。

(3) 行政監査

区の事務事業の中から監査テーマを選定し、その事務事業が経済的、効率的、効果的に行われているかに主眼を置き実施する。

なお、テーマの選定に当たっては、過去の監査結果、事務事業の執行状況、社会情勢等を十分に考慮する。

(4) 財政援助団体等監査

平成30年度における補助金等交付団体、出資団体及び指定管理者（以下「財政援助団体等」という。）の中から、補助金等の金額、事業の内容、施設の規模や目的等を勘案して対象を抽出し、以下の観点に主眼を置き実施する。

(ア) 補助金等交付団体監査

区が補助金等を交付した団体について、経費の使途が適法かつ適正であるか、事業が補助目的や交付規程に沿って適切かつ効果的に執行されているか等の観点から監査する。

(イ) 出資団体監査

区が出資等を行っている出資団体について、事業運営や会計経理が出資等の目的や約款等に沿って適切に執行されているか等の観点から監査する。

(ウ) 指定管理者監査

区立施設の指定管理者について、施設の設置目的に基づいた管理運営や経理の業務等が区との協定書に沿って適正に執行されているか等の観点から監査する。

また、監査を効果的に実施するために、監査実施団体のうち、一部の団体については公認会計士による調査を行い、その結果を踏まえた監査を実施する。

併せて、所管部局に対しては、補助金交付規定等の整備、補助金等の交付手続及び指定管理者の指定手続が適正か、財政援助団体等への指導監督が適切に行われているか等の観点から監査する。

(5) 決算等審査

区長からの付託を受け、平成30年度の各会計歳入歳出決算、基金の運用状況について、以下の観点に主眼を置き実施する。

(ア) 決算審査

一般会計及び特別会計の決算計数が正確なものになっているか、予算執行や財産管理が適正に行われているか等の観点から審査する。

また、財政状況を正確に把握し、財政運営が健全なものになっているかを判断するために、財政指標にも着目して審査する。

(イ) 基金運用状況審査

基金運用状況報告の計数が正確なものになっているか、基金の運用及び管理が適正に行われているか等の観点から審査する。

(6) 健全化判断比率審査

区長からの付託を受け、健全化判断比率及び算定の基礎となる附属資料は適正かに主眼を置き実施する。

(7) 例月出納検査

各会計の現金及び歳入歳出外現金の出納を対象として、収入支出に関わる記録、証拠書類等から毎月の計数が正確なものになっているか、現金や証書類の保管が適切にされているかに主眼を置き実施する。併せて、財政収支の動向や資金の運用状況等を把握する。

(8) 随時監査

財務に関する事務の執行等に誤謬や不正が発生する恐れがある場合又は新たな検証を要する場合に、当該事務等について合規性、経済性、効率性、有効性等の観点に留意して実施する。

(9) 住民監査請求による監査等

住民の請求、区長や議会の要求による監査は、請求等に応じた的確に実施する。

3 監査の期間

監査期間は、4月から出納整理期間が終了する翌年5月までとし、各監査の期間は次のとおりとする。

監査種別 及び 対象	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
定期 監査	政策経営部	■	■	■	■									
	総務部・会計管理室	■	■	■	■									
	区民生活部		■	■	■	■	■							
	保健福祉部					■	■	■	■	■	■	■		
	子ども家庭部					■	■	■	■	■	■	■		
	都市整備部		■	■	■	■	■							
	環境部			■	■	■	■							
	教育委員会事務局 (学校を含む。)								■	■	■	■	■	
	行政委員会等事務局									■	■	■	■	
	工 事 監 査					■	■	■	■	■	■	■	■	■
行 政 監 査				■	■	■	■	■	■	■	■	■		
財政援助団体等 監 査						■	■	■	■	■	■	■		
決算・健全化判断比率等審査				■	■									
例 月 出 納 検 査	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	

※随時監査は必要と認めたときに、住民監査請求による監査等は請求等に応じて実施する。

※例月出納検査は、原則として毎月22日(事務局)及び28日(監査委員)に実施する。

「杉並区監査委員監査基準」の策定

地方自治法等の一部を改正する法律（平成29年法律第54号）により、令和2年4月1日から、監査委員は、監査、検査、審査その他の行為（以下「監査等」という。）の適切かつ有効な実施を図るための監査基準を定めることと規定されています。

杉並区監査委員（以下「監査委員」という。）は、地方自治法第198条の4の規定に基づき、監査委員の合議により「杉並区監査委員監査基準」（以下「本基準」という。）を以下のとおり定めました。

1 本基準の位置づけ

本基準は、監査等を行うに当たって必要な基本原則を定めたものであり、監査委員は、本基準に従い監査等を行わなければならない。

なお、本基準は、令和2年度に実施する監査等から適用する。

2 策定の基本的考え方

各地方公共団体が監査基準を策定するに当たって、総務大臣は、地方公共団体に共通する基本原則を規定した指針（以下「監査基準（案）」という。）を示しています。

これは、地方公共団体の監査等の質について一定の水準を確保するとともに、監査結果について客観的な評価を可能とすることで、住民の監査等に対する信頼が高まることに繋がるという考えから示されたものです。

区においては、この趣旨を考慮し、本基準の策定に当たっては、総務大臣が示した「監査基準（案）」を基にし、これに「杉並区監査事務提要」など、従来から定められていた区の監査の基準等を加え、本基準を策定しました。

次の2点が本基準の大きな柱となっています。

○ リスクを反映した監査等

リスク（組織目的の達成を阻害する要因）の内容・程度を考慮して、監査手続を決定し、必要な証拠を入手するなど、リスクを反映した監査等を実施することとしました。

○ 内部統制に依拠した監査等

区は、令和2年4月から「財務に関する事務」を対象とした内部統制体制の運用を開始することとしているため、内部統制体制の整備状況や運用状況を考慮しながら、監査等を実施することとしました。

3 本基準における主な特徴

総務大臣が示した「監査基準（案）」を基にしつつ、監査委員の判断で次のような点について規定しました。

① 監査委員の責務【第2条】

区民の負託に応え、監査を実施するという監査委員の責務を規定しました。

② 監査の指導的機能【第6条】

監査委員が監査等の目的を果たすために、将来にわたる不正行為や非効率的な支出等に対する予防や注意を喚起する観点から指導的機能を発揮していくことを規定しました。

③ 情報管理【第9条】

区は、個人情報保護を中心とする厳格な情報管理を行ってきており、このことを踏まえて規定しました。

④ 監査等の結果及びその措置状況等の情報発信【第22条】

監査等は、区民の負託を受け実施していることから、監査委員は、これまで以上に、監査結果等を分かりやすく、かつ、速やかに公表するなど、積極的な情報発信に努めることを規定しました。

4 「杉並区監査委員監査基準」

次頁のとおり

杉並区監査委員監査基準

令和 2 年 2 月 2 5 日
杉並区監査委員決定
杉並区監査告示第 2 2 号

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）
- 第 2 章 一般基準（第 3 条—第 9 条）
- 第 3 章 実施基準（第 10 条—第 16 条）
- 第 4 章 報告基準（第 17 条—第 22 条）
- 第 5 章 その他（第 23 条）
- 附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 杉並区監査委員監査基準（以下「監査基準」という。）は、地方自治法及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づく監査、検査、審査その他の行為の実施、報告等に関して、杉並区監査委員（以下「監査委員」という。）のよるべき基本事項を定めるものとする。

（監査委員の責務）

第 2 条 監査委員は、区民の負託に応え、区民に信頼される区政を実現するため、その職務を遂行する。

第 2 章 一般基準

（監査委員が行う監査、検査、審査その他の行為の目的）

第 3 条 杉並区（以下「区」という。）において監査委員が行う監査、検査、審査その他の行為は、区における事務の管理及び執行等について、法令に適合し、正確で、経済的、効率的、かつ、効果的な実施を確保し、区民の福祉の増進に資することを目的とする。

2 監査委員は、監査基準に従い、公正不偏の態度を保持し、独立の、かつ、客観的な立場で正当な注意を払ってその職務を遂行する。それによって自ら入手した証拠に基づき意見等を形成し、結果に関する報告等を決定し、これを議会及び区長等（以下「区長等」という。）に提出する。

（監査等の範囲及び目的）

第 4 条 監査委員が行う監査、検査、審査その他の行為のうち、監査基準における監査等は次に掲げるものとし、それぞれ当該各号に定めることを目的とする。

- （1）財務監査 財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査すること
- （2）行政監査 事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査すること

- (3) 財政援助団体等監査 補助金、交付金、負担金等の財政的援助を与えている団体、出資している団体、借入金の元金又は利子の支払を保証している団体、信託の受託者及び公の施設の管理を行わせている団体の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているか監査すること
- (4) 決算審査 決算その他関係書類が法令に適合し、かつ正確であるか審査すること
- (5) 例月出納検査 会計管理者等の現金の出納事務が正確に行われているか検査すること
- (6) 基金運用審査 基金の運用の状況を示す書類の計数が正確であり、基金の運用が確実かつ効率的に行われているか審査すること
- (7) 健全化判断比率等審査 健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確であるか審査すること
- (8) 内部統制評価報告書審査 区長が作成した内部統制評価報告書について、区長による評価が適切に実施され、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているか審査すること

2 法令の規定により監査委員が行う監査、検査、審査その他の行為（監査等を除く。）については、法令の規定に基づき、かつ、監査基準の趣旨に鑑み、実施するものとする。

(倫理規範)

第5条 監査委員は、高潔な人格を維持し、誠実に、かつ、監査基準に則ってその職務を遂行する。

2 監査委員は、職務上知り得た秘密を漏らし、又は他の目的に利用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(指導的機能の発揮)

第6条 監査委員は、現に区政の円滑な執行を妨げている問題点の指摘等にとどまらず、将来に起こる可能性がある不正行為、不経済、非効率な支出の抑止等の観点から指導的な機能を発揮するものとする。

(専門性)

第7条 監査委員は、区の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有することが求められ、その職務を遂行するため、自らの専門能力の向上と知識の蓄積を図り、その専門性を維持及び確保するため研鑽に努めるものとする。

2 監査委員は、監査委員の事務を補助する職員に対し、監査委員の職務が監査基準に則って遂行されるよう、区の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関して、自らの専門能力の向上と知識の蓄積を図るよう研鑽に努めさせるものとする。

(質の管理)

第8条 監査委員は、監査基準に則って、その職務を遂行するに当たり求められる質を確保するものとする。そのために、監査委員の事務を補助する職員に対して、適切に指揮及び監督を行うものとする。

2 監査委員は、監査方針、監査実施計画、監査等の内容、判断の過程、証拠及び結果その他の監査委員が必要と認める事項を監査調書として作成し、保存するものとする。

(情報管理)

第9条 監査委員は、監査等において入手し、又は作成した情報が意図せず外部に流出しないよう、情報を適切に管理するものとする。

2 監査委員は、監査等において入手し、又は作成した個人情報について、杉並区個人情報保護条例に基づき適切に取り扱うものとする。

第3章 実施基準

(監査方針及び監査実施計画)

第10条 監査委員は、監査等を効率的かつ効果的に実施することができるよう、社会経済状況や区政の動向を踏まえ、過去の監査結果、監査結果の措置状況等にも配慮しながら、年度ごとに、監査方針を定めるものとする。監査方針には、基本方針、年間計画等を定める。

2 監査委員は、監査方針に基づき、監査等の種類ごとに、リスク（組織目的の達成を阻害する要因をいう。以下同じ。）の内容や程度、過去の監査結果等に配慮しながら、具体的な対象、範囲、時期、実施体制及び重点事項等を定めた監査実施計画を策定し、効率的、かつ、効果的な監査等を実施するものとする。

3 監査委員は、監査方針及び監査実施計画の前提として把握した事象若しくは状況が変化した場合又は監査等の実施過程で新たな事実を発見した場合には、必要に応じて適宜、監査方針及び監査実施計画を修正するものとする。

(リスクの識別と対応)

第11条 監査委員は、監査等（内部統制評価報告書審査を除く。本条、次条第2項並びに第18条第3項及び第4項において同じ。）の対象のリスクを識別し、そのリスクの内容及び程度を検討した上で、監査等を実施するものとする。

(内部統制に依拠した監査等)

第12条 前条のリスクの内容及び程度の検討に当たっては、内部統制の整備状況及び運用状況について情報を集め、判断するものとする。

2 監査委員は、監査等の種類に応じ、内部統制の整備状況及び運用状況を考慮して、適切に監査等を行うものとする。

(監査等の実施手続)

第13条 監査委員は、必要な監査等の証拠を効率的かつ効果的に入手するため、監査方針及び監査実施計画に基づき、実施すべき監査等の手続を選択し、実施するものとする。

(監査等の証拠入手)

第14条 監査委員は、監査等の結果を形成するため、必要な監査等の証拠を入手するものとする。

2 監査委員は、監査等の証拠を評価した結果、想定していなかった事象若しくは状況が生じた場合又は新たな事実を発見した場合には、適宜、監査等の手続を追加して必要な監査等の証拠を入手するものとする。

(各種の監査等の有機的な連携及び調整)

第15条 監査委員は、各種の監査等が相互に有機的に連携して行われるよう調整し、監査等を行うものとする。

(監査専門委員、外部監査人等との連携)

第16条 監査委員は、必要に応じて監査専門委員を選任し、必要な事項を調査させることができる。

2 監査委員は、監査等の実施に当たり、効率的かつ効果的に実施することができるよう、監査専門委員、外部監査人等との連携を図るものとする。

第4章 報告基準

(監査等の結果に関する報告等の作成及び提出)

第17条 監査委員は、財務監査、行政監査及び財政援助団体等監査に係る監査の結果に関する報告を作成し、区長等に提出するものとする。

2 監査委員は、前項の監査の結果に関する報告については、当該報告に添えてその意見を提出することができるとともに、当該報告のうち特に措置を講ずる必要があると認める事項については勧告することができる。

3 監査委員は、例月出納検査の結果に関する報告を作成し、議会及び区長に提出するものとする。

4 監査委員は、決算審査、基金運用審査、健全化判断比率等審査及び内部統制評価報告書審査を終了したときは、意見を区長に提出するものとする。

(監査等の結果に関する報告等への記載事項)

第18条 監査等の結果に関する報告等には、原則として次に掲げる事項その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。

- (1) 監査基準に準拠している旨
- (2) 監査等の種類
- (3) 監査等の対象
- (4) 監査等の着眼点（評価項目）
- (5) 監査等の実施内容
- (6) 監査等の結果

2 前項第6号の監査等の結果には、次の各号に掲げる監査等の種類に応じて、重要な点において当該各号に定める事項が認められる場合にはその旨その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。

- (1) 財務監査 前項第1号から第5号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていること
- (2) 行政監査 前項第1号から第5号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていること
- (3) 財政援助団体等監査 前項第1号から第5号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった財政援助団体等の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われていること
- (4) 決算審査 前項第1号から第5号までの記載事項のとおり審査した限りにおいて、決算その他関係書類が法令に適合し、かつ正確であること
- (5) 例月出納検査 前項第1号から第5号までの記載事項のとおり検査した限りにおいて、会計管理者等の現金の出納事務が正確に行われていること
- (6) 基金運用審査 前項第1号から第5号までの記載事項のとおり審査した限り

において、区長から提出された基金の運用の状況を示す書類の計数が正確であると認められ、基金の運用が确实かつ効率的に行われていること

(7) 健全化判断比率等審査 健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ、正確であること

(8) 内部統制評価報告書審査 区長が作成した内部統制評価報告書について、監査委員が確認した内部統制の整備状況及び運用状況、評価に係る資料並びに監査委員が行う監査、検査、審査その他の行為によって得られた知見に基づき、区長による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか及び内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかという観点から検証を行い審査した限りにおいて、内部統制評価報告書の評価手続及び評価結果に係る記載は相当であること

3 第1項第6号の監査等の結果には、前項各号に掲げる監査等の種類に応じて、重要な点において当該各号に定める事項が認められない場合にはその旨その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。

4 監査委員は、是正又は改善が必要である事項が認められる場合、その内容を監査等の結果に記載するとともに、必要に応じて、監査等の実施過程で明らかとなった当該事項の原因等を記載するよう努めるものとする。

5 監査委員は、内部統制評価報告書審査においては、区長による評価が評価手続に沿って適切に実施されていないと考えられる場合及び内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われていないと考えられる場合は、その内容を記載するものとする。

(合議)

第19条 監査等のうち、次に掲げる事項については、監査委員の合議によるものとする。

(1) 監査の結果に関する報告（財務監査、行政監査及び財政援助団体等監査に係るものに限る。以下同じ。）の決定

(2) 監査の結果に関する報告に添える意見の決定

(3) 監査の結果に関する報告に係る勧告の決定

(4) 決算審査に係る意見の決定

(5) 基金運用審査に係る意見の決定

(6) 健全化判断比率等審査に係る意見の決定

(7) 内部統制評価報告書審査に係る意見の決定

2 監査委員は、監査の結果に関する報告の決定について、各監査委員の意見が一致しないことにより、前項の合議により決定することができない事項がある場合には、その旨及び当該事項についての各監査委員の意見を区長等に提出するとともに、公表するものとする。

(公表)

第20条 監査委員は、次に掲げる事項を監査委員全員の連名で公表するものとする。

(1) 監査の結果に関する報告の内容

(2) 監査の結果に関する報告に添える意見の内容

(3) 監査の結果に関する報告に係る勧告の内容

(措置状況の公表等)

第21条 監査委員は、監査の結果に関する報告を提出した者及び監査の結果に関する報告に係る勧告をした者から、措置の内容の通知を受けた場合は当該措置の内容を公表するものとする。

2 監査委員は、監査の結果に関する報告を提出した者及び監査の結果に関する報告に係る勧告をした者に、適時、措置状況の報告を求めるものとする。

(監査等の結果及びその措置状況等の情報発信)

第22条 監査委員は、監査等が区民の負託を受けて実施するものであることに鑑み、第20条及び前条第1項の規定により公表するもののほか、監査等の結果及びその措置状況等について、分かりやすく、かつ、速やかに情報発信を行うよう努めるものとする。

第5章 その他

(その他)

第23条 監査基準の実施に関し必要な事項は、監査委員の合議により決定する。

附 則

- 1 この監査基準は、令和2年2月25日から施行する。
- 2 この監査基準は、令和2年度の監査等から適用する。

監査委員制度

監査委員は、地方自治法に基づき区議会の同意を得て区長に選任された特別職であり、区長から独立して、公正不偏の立場から区の事務の監査を担っており、特に、区の行財政が、公正、かつ、効率的に運営されているかをチェックすることが、監査委員の役割となっています。

監査委員は、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する3名の識見選任委員と1名の議員選任委員、合計4名で構成されています。(平成30年5月から監査委員の構成を変更しました。)

監査委員は、区の事務や事業、工事などが効率的に行われているか、区民サービスの向上につながっているかなどを検証し、問題点を指摘し、その結果を区議会や区長等に報告し、ホームページ等において公表しております。

また、平成29年に改正された地方自治法に基づき、令和2年2月に監査委員の合議により「杉並区監査委員監査基準」を策定し、その基準に従い、監査を実施するとともに、監査委員の責務の明確化を図りました。あわせて、この監査基準を公表し、監査委員監査の内容の透明性を図ったところです。

令和元年度監査に関与した監査委員

(令和2年5月18日現在)

区 分	氏 名	在任期間
監査委員	上 原 和 義	平成27年6月29日から
	三 浦 邦 仁	平成28年6月29日から
	内 山 忠 明	平成30年5月19日から
	井 原 太 一	令和 元年5月21日から
前監査委員	井 口 かづ子	平成30年5月19日から 平成31年4月30日まで (※令和元年5月1日から 令和元年5月20日までは 監査委員職務執行者)

すぎなみの監査 ～令和元年度 監査実施結果の概要～

令和2年5月

杉並区監査委員事務局

〒166-8570 杉並区阿佐谷南一丁目15番1号

TEL (03) 3312-2111 (代表)

登録印刷物番号

02-0011